

平成30年3月8日  
中部地方整備局

## 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社麦島建設  
業者の住所 : 愛知県名古屋市昭和区鶴舞2-19-10
2. 指名停止措置期間 : 平成30年3月8日から平成30年3月21日まで(2週間)
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

## 4. 事実概要

株式会社麦島建設が元請として請け負った愛知県春日井市内のマンション新築工事において、平成29年3月6日、移動式クレーンを使って鋼管の束を玉掛けして吊り上げたところ、鋼管が玉掛けより抜け落ちて下請負人の労働者に当たり、死亡する事故が発生した。

この件について、档組足場を組み合わせて設置した材料置場を作業床として使用させるに当たり、同作業床が高さ1.5メートルをこえる箇所にあったにもかかわらず、労働者が安全に昇降するための設備等を設けず、もって請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなかったとして、同社及び同社の従業員が、労働安全衛生法違反により、平成29年10月20日に名古屋簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定した。

## 5. 指名停止措置理由

有資格業者である(株)麦島建設が、労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第8号(下記参照)に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、2週間とする。

## &lt;指名停止措置要領 別表第1&gt;

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 中村 久貴  
契約課長補佐 土屋 修一 電話番号 (052) 953-8138